Fin Tech 法制の新たな制度設計に向けて

藤川信夫

序章

時の仮想通貨交換所の破綻や不正流出事案の発生もあって利用者保護の枠組みの必要性が唱えられている。 容易に国境を越えた金融サービス提供がなされる性質上、マネーロンダリングほか規制上の課題も浮上し、 FinTechに関しては金融技術革新を受けて各国の金融規制当局・中央銀行、メガバンクなどが高い関心を示す中で、 加えて近

他のサービスを組合わせた提供等を行う例が生じている。低金利環境が継続する中で収益減少を量的拡大で補う従来 に分解・提供するアンバンドリング、更に複数の金融・非金融サービスを組合せるリバンドリングが拡大しつつあり、 IT企業等の新たなプレイヤーがリテール分野の決済などに特化したサービス提供、 従来主な銀行業としてはフルラインサービスをモデルとしてきたが、ITの進展等により金融サービスを個別機能 あるいは利用者ニーズに即して

FinTech 法制の新たな制度設計に向けて(藤川

のビジネスモデルは、今後は持続性を失う可能性も高い。

視点も交えつつ包括的、 の制度設計に焦点を絞り、 とも重要になる。 不確実性を増す環境変化の中で金融ビジネスモデルの想定シナリオが提示されているが、 関連規制を含む整合的かつ実効性のある検討が求められ、 FinTech 関連法制の課題と展望については一定の考え方を示してきたところであるが、 比較法的に考察を図ったものである。 バーゼル銀行監督委員会報告書など内外の先行研究を基に最新の内容を取り纏め、 中長期の両面から規制当局間、 新たな規制 企業と連携を図るこ の設計と監督 本稿は将来 独自の

FinTech ビジネスの類型を業務分野毎に纏めるとクラウドファンデイング 供され二〇一〇年代半ばより投資額も急増し、 融資型)、資産運用・管理 サービス事業を指すものと定義付け、 はない。金融庁の平成二七事務年度金融行政方針(二〇一五年九月一八日公表)では主にITを活用した革新的な金融 FinTech (フィンテック) 我が国における FinTech 法制の設計を考察する当たり、FinTech の全体像と関連法制度を通観しておきたい。 1 FinTech の類型 情報データベース、 FinTech の類型ならびに関連法制度の全体像 は、 (ロボアドバイザー、パーソナル・ファイナンシャル・マネジメント、 金融 セキュリティの他、 (finance) と技術 多様な金融分野でビッグデータ、AI、 その促進・制度整備に向けた政策的取組み (technology)の造語で、法令により定義や範囲が画された概念で 銀行業務関連では融資 (融資型クラウドファンデイングの他にP2P (株式投資型、 ブロックチェ 購入型、 モバイル・オンライン証券)、 ーンなど新サービスが提 が進められている。 ファンド型、 寄付型、

送金プラットフォーム)、仮想通貨・ブロックチェーン レンディング、ソーシャル・レンディング)、 保険 (データドリブン保険、 (ビットコイン、 テレマティクス保険)、決済・送金(オンライン決済 イーサリアム等の取引所)、 電子記録債権等が掲げ

2. FinTech の関連法制度と政策面の取組み

① FinTech の関連法制度の全体像と適用関係

制が適用され、 法に基づく開示規制の適用も留意される。 やファンドという金融商品取引法(金商法)上の有価証券に該当する法形式を利用した資金調達を行う場合には金商 取引の届出義務等の対応も必要となり、 的健全性も求められる。 されることから規制監督にもかかり、業態によっては業務範囲や子会社保有規制が存在し、 入規制として登録、 我が国の FinTech 関連法制度の全体像について、 グループも含め FinTech ビジネスに参入する場合はこうした規制遵守の観点からの検討も必要とな 許認可も必要となる。 取引を対象とする規制に加えて犯罪収益移転法に基づく本人確認、 相応の事務・コスト負担が生じる。投資型クラウドファンディングなど株式 銀行、保険会社、証券会社等では業務範囲と出資・子会社保有にかかる規 加えて体制整備義務、行為義務、 取引態様に応じて業務を営むことが金融規制の対象となり、 帳簿作成・保存義務など行為規制が適用 財務規制適用により財務 取引記録保存、 疑わしい

すと融資・融資の媒介 ることも多く、 FinTech 取引が金融規制の適用対象となるとしてもIT活用など従来の規制法が想定するビジネスモデルと相 多様な視点から金融規制の適用関係を個別に検討することになる。 (銀行法、 貸金業法)、 証券発行・出資による資金調達(金商法)、 取引態様別に適用関係の概略を示 保険募集 (保険業法)、 証券

ファンド販売・勧誘 (資金決済法 投資運用・投資助言 (金商法)、 (仮想通貨交換業))、電子記録債権の記録 (金商法)、送金・決済 電子マネー・ポイント発行 (銀行法、資金決済法 (資金移動業)、出資法、 (電子記録債権法)となる。 (資金決済法 (前払式支払手段))、 割賦販売法)、 仮想通貨と通貨交 (銀行法、 出

② Fin Tech の主要法制度と政策の取組み

等改正(電子決済等代行業者に登録制導入)が挙げられる。政策面の取組みでは、 打ち出すなど関連省庁挙げて取り組んでいることが窺える。 ネーワーキンググループ (WG) (二○一四年金商法改正)、二○一六年金融制度WG (二○一七年銀行法等改正)、 容易化、仮想通貨交換業者に登録制導入)、二〇一五年個人情報保護法改正(ビッグデータ活用のための匿名加工情報概念導 五月経済産業省 FinTech 研究会が「FinTech ビジョン報告書 入)、二〇一四年景品表示法改正(課徴金制度導入)、二〇一六年消費者契約法・特定商取引法改正、二〇一七年銀行法 レジットカード決済を認める内閣府令改正)、二○一六年銀行法・資金決済法等改正 一〇一六年五月以降 FinTech に関する有識者会議(二〇一六年銀行法・資金決済法等改正)を設定し、また二〇一八年 FinTech 関連の主な法令改正等では、二○一四年金商法改正(三○一六年六月投資型クラウドファンディングにおいてク (FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合報告)」を 金融庁は二〇一三年金融審リスクマ (銀行の金融関連IT企業等への出資の

1. FinTech 発展段階の試案モデル

① 試案モデルの概要

Programming Interface) アップ、4.ではAPIビッグプレーヤーとなる。キーテクノロジーは FinTech 2.ではクラウド、 1.0ではITによる効率化、 イフログ、スマートデバイス、3.ではブロックチェーン、 レーヤーは FinTech 1.1では既存金融ITベンダー、 (Internet of Things) により再統合される。FinTech 1.から4.へ進展するモデルが示され、キーコンセプトは FinTech FinTechは現時点ではスタートアップ企業による新規技術の適用段階にあるが、 エコシステムの台頭が予想され、 2.0では新規技術適用、 3.ではAPIエコシステム、4.ではリバンドリングとなる。 2.ではスタートアップ、3.では大手金融機関およびスタート アンバンドリングされた金融サービスは標準APIとIoT A I 4.0ではIoTとなる。 今後はAPI(Application ビッグデータ・ キープ ラ

▽ FinTech 1.から4.ならびに競争環境変化

ビッグデータ・ライフロゴ、スマートデバイスをキーテクノロジーとし、アンバンドルを目指す単一機能のスタート アップとの競争が起こる。FinTech 3.ではAPIエコシステムにより大手金融機関とスタートアップによるアンバ スタートアップを主に他領域の新規技術を金融領域に適用し、アンバンドリング のIT効率化が図られるが、 FinTech の発展ロードマップと競争環境変化について、FinTech 1.1では金融ITベンダーを主に既存金融サービス [5] 同質な金融機関同士の競争に留まる。FinTech 20では新規技術の適用により FinTech (分解) が指向される。 クラウド、

階にあり、 機能以外の付加価 る多様な情報の活用が展開の鍵となる。 ンドルされた金融プロ アンバンドルされた金融サービスが標準API、 今後はAPIエコシステムの台頭が予想される。 値を追求する競争段階に至る。 セスの標準API化、 FinTech サービス革新が図られ、ブロックチェーンやAIを軸にしてAPIによ 現在の我が国は FinTech スタートアップによる新規技術 4.ではAPIプレーヤーを主にリバンドリング IoTにより再統合され、 IoTをキーテクノロジーとし金融 (再統合) 適用 が進めら の段

2. FinTech 2.と既存の金融ビジネス

化ではユーザーおよびインフラ基盤、 象(Winner Take All) チェーンをターゲットとして既存の資金調達と異なるチャネルを用いた資金調達 (P2Pなど)、③プラット 資産を持たないコスト構造とクラウド活用による安価なインフラ、②アンバンドリングでは金融領域の FinTech 2における競争デジタル化が既存の金融ビジネスに与える影響や特徴として、①価格破壊では が挙げられる。 端末等の集約により強固なプラットフォームを有する企業組織が強勢を増す現 弱 物理 フ リュ オ ーム 的 1

・FinTech 3.における競争APIエコノミー

利便性 F C A による市場活性化が指向されている。 な付加価値が追加される。 FinTech 3における競争APIエコノミーでは新システム、 の高 (Financial Conduct Authority 金融行動監視機構) サービス提供促進を図らんとする。 金融業界においても英国、 銀行等の決済システムをプラットフォームとしてノンバンク金融機関に開放し 主導によりオープンAPIイニシアティブが提唱され競争原理 韓国などは政策として銀行のAPI公開を検討している。 サービスを公開する開発者にAPIを公開 英国

銀行を提供する mBank などはe‐コマース企業にローンサービス事業を公開し、 るため提供側では収益基盤維持、 カードローンを提供している。 サービスの一部のAPIを実験的に公開し、サービス開発のコミュニティ化に取り組んでいる。ポーランドでネット を進めている。 Fintech スタートアップは利用料金に応じて課金するサービスを提供し、 API開放により自社サービスへのアクセスは増加するものの、 欧米では Bank of America、 API導入により顧客には多様で迅速なサービスが提供されるが企業側は更なる競争に晒 API提供の範囲、 我が国でも三菱UFJ銀行は仮想APIを用いたハッカソンを企画するなど スペイン金融大手BBVA ビジネスモデル選択などが新たな検討項目となる。 (Banco Bilbao Vizcaya Argentaria S.A.) 付加価値を加えたサービス利用 既存金融機関もAPI開放に向けた検討 ショッピングローンやVISAなど が 可能とな

r. FinTech 4における競争とリバンドリング

界では垂直統合型から水平分離型モデルへ変化が進むと考えられ、 ラットフォーム (マッチング)、スマートフォン (チャネル) は資本集約が効率化に繋がることが多かったが、分散化した資本でも効率的な活用が可能となる。 スカスタマイゼーション化に関して、 インフラ、 ①産業構造のレイヤー 情報の集約・分析・流通機能とマッチング、新たな情報インフラ(クラウド、 大数の法則に基づくリスク管理から個別事象に基づくリスク管理に移行する。 マッチング、チャネルを別々に構築していた垂直統合型からクラウドコンピューティング(システム)、 (階層) 化については、スマートデバイスへのチャネルシフト (スマートフォン、AIスピー IoT進展により金融仲介機能の存在意義の一つである情報の非対称性が喪失 を用いて顧客と接続する水平分離型モデルに移行する。 銀行、 証券、 保険業毎に顧客との間でシステム I o T)、②リアルタイム化 ③資本の分散化については従前 この結果、

り、 可能性が高く、 険業界には影響が大きい。 リスクマネジメントが可能になる。 IJ サービス提供も可能となろう。 アル ①IoTインフラによりリアルタイムのリスク把握が可能になり、 タイム化・マスカスタマイゼーション化の進展から、 ロボアドバイザーによるサービスの高度化が進み、 ②金融サービスのマスカスタマイゼーション化により既存の金融サービスは競争力を失う AIによる自動運転、 ライフログに基づく生命保険のビジネスモデル等により保 金融の本質的機能である金融仲介機能の破壊にも繋が APIによる金融商品の最適ミックスのアドバイ 重要性重視でなく個別の事象全てに対応する

ある。 積、 数から資金を調達するクラウドファンディング等により制約条件が薄まり、 ピューターが対等の関係で相互に直接接続して分散的に通信を行うP2P(Peer-to-Peer)レンディング、不特定多 また資本集約から分散化指向のビジネスモデルが優位性を持つことになる。 ビッグデータ利用がリアルタイムで可能になることで減少しつつある。 取引コストはインターネット、グローバルサプライチェーンにより減少し、 資本集約機能の存在意義が喪失されつつ ネットワーク上に存在する端末・コン 情報の非対称性もライフログの蓄

バーゼル銀行監督委員会の監督当局に向けた提言と銀行側 ―五つの想定シナリオならびにリスクマネジメント― の課題

1. バーゼル銀行監督委員会の五つの想定シナリオ

(1) 五つの想定シナリオの概略

バ ーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision BCBS バーゼル委員会)は、二〇一七年八月三一日

している。 developments for banks and bank supervisors)」において金融サービス提供主体、 リケーション」を公表した。パブリックコメントを踏まえて作成されているが、(sti 二〇一七年に金融システムと規制当局に関する報告書が相次いで発出されている。バーゼル委員会は二〇一八年二月(9) 市中協議文書「FinTech の発展がもたらす銀行および銀行監督当局へのインプリケーション 九日「サウンド・プラクティス(Sound Practices):FinTech の発展がもたらす銀行および銀行監督当局へのインプ 五つの想定シナリオの概略は、 FinTech 普及による銀行業の変容に関して五つのシナリオを想定し、 金融安定理事会(Financial Stability Board FSB)、国際通貨基金(International Monetary Fund IMF) ① Better Bank (よりよい銀行) では、既存の銀行が金融サービスを高度化する。 金融システム全体に波及する影響等を分析 顧客チャネルの設置・運営主体に着目 内容面で大きな相違は見られない。 (Implications of fintech からも 2

各銀行は金融機関ハブ型の Better Bank シナリオを目指して対応を急いでいる段階といえようか。 FinTechへの強みを活かした新規参入の銀行が既存銀行を代替する。 介)では、 の銀行とその他 FinTech 企業が水平に分業・協業体制を構築する。 Distributed Bank(分業する銀行)では、既存の銀行と FinTech 企業が垂直方向にも水平方向にも分業・協業体制を構 ③ Relegated Bank(土管化する銀行)では、プラットフォーマーが顧客チャネルを掌握し、その配下で既存 プラットフォー ムの分散化が進み金融サービスの提供主体等の概念も消滅する。 ⑤ Disintermediated Bank(中抜きされる金融仲 ④ New Bank(新規参入による銀行代替)では 現在のところ、 我が国の

② 銀行に向けた提言

リスクガバナンスへ変革すべきこと、③アウトソーシング・リスク管理の強化、 ーゼル委員会は銀行に向け、① FinTech 発展のチャンスとリスクの双方を意識し、② FinTech 時代に相応しい ④サーバーセキュリティ対策などの

ITリスク対応の推進を提言する。 特に FinTech の技術革新と普及の速さ、 銀行業務の影響を意識 しリスクガ バ ナ

③ リスクガバナンスの重要性とアウトソーシング・リスク管理の強化

ンス構造を機動的に刷新すべきことを提示する。

既存銀行と FinTech 企業が分業と協業を深めた結果、リスク管理責任の所在が不明確となればオペレーショナルリ 手に回り、 デルが変容する中で既存の銀行が業務運営全般に亘り、 れば金融システム全体が不安定化するリスクも増加する。 スクに対する脆弱性が構造的に高まり、 タル・イノベーション活用を漫然と進めた場合、 くと整理している。 FinTech 時代に相応したリスクガバナンスの重要性に関して、バーゼル委員会はシステムの実装技術、 業務継続が困難な事態に直面する可能性がある。また Distributed Bank や Relegated Bank シナリオでは Better Bank シナリオでは、 また金融システム全体が一部の要素技術、 銀行がオペレーショナルリスク管理の枠組みを見直すことなくデジ 新しい金融サービス展開の潜在的リスクの評価やモニタリングが後 予期しない形で種々のオペレーショナルリスクに直 プラットフォームの依存性を高め ビジネスモ 面してい

場合にはリスク管理責任が曖昧となりリスクの顕在化が懸念されると述べ、 リオにおいて銀行が要素技術を提供する FinTech 企業にコア業務を委託し、 (right to audit) に関する条項整備を推奨している。 負うべきで FinTech 企業との業務委託契約等において責任の分界点を明確化し、 アウトソーシング・リスク管理の強化に関してバーゼル委員会によれば Distributed Bank、Relegated Bank の各シナ オペレーショナルリスクの中で先鋭化したものがアウトソーシングに伴うリスク、サイバーリスクと考えられる。 銀行自身が委託先のリスク管理 銀行が顧客チャネルから切り離される 立入りや重要文書閲覧の監査権限

である。New Bank シナリオにおいて参入する FinTech 企業にも該当する。 ない企業が金融サービスのサプライチェーンに参画することで新たなシステミック・リスクの惹起を懸念する考え方 体のサウンドプラクティスであるとする。銀行業のような長年醸成された健全な企業カルチャーを共有するとは限ら に限界があり、FinTech 企業に既存銀行と同等のガバナンス、リスク管理体制の具備を求めることが金融システム全 もっとも FinTech 企業がプラットフォーマーとなりリスク管理のイニシアティブを握る場合はかかるアプロ ーチ

的ではないとも考えられる。 他方 FinTech 企業に対して、 銀行と同程度の高いレベルのガバナンスあるいはリスク管理を要求することは現実

4 サイバー・セキュリティ対策

されな⁽¹⁵⁾。 Bank、Distributed Bank シナリオを描いた既存銀行が、サイバーリスク増加の過程においてセキュリティの管理負 担に苦吟し、 エクスポージャーが拡大すると述べ、サイバーリスク増加に相応した管理体制の構築・整備を促している。Better FinTech 企業等にAPIを開放しITシステムの相互連関性が高まる過程でサイバー・セキュリティの脅威に対する バーゼル委員会は FinTech 普及に比例して銀行がサイバーリスクに晒されると整理し、銀行が決済代行等を行う 顧客チャネルをプラットフォーマーに明け渡す Relegated Bank シナリオに取り込まれる可能性も否定

2 フィンテックのリスクシナリオ分析 国際金融規制、 戦略的リスクの視点を交えて

① リスクシナリオ分析と国際金融規制

バ ーゼル委員会の五つのリスクシナリオ分析 (scenario analysis) について、 システミックリスク、 サブプライム金

FinTech 法制の新たな制度設計に向けて(藤川)

融危機の再発防止にかかる国際金融規制関連を交えて検討を深めたい。各シナリオ毎にTBTF問題などに対する影融危機の再発防止にかかる国際金融規制関連を交えて検討を深めたい。各シナリオ毎にTBTF問題などに対する影 TBTFとでもいうべき問題を惹起しかねないこと、 響等に関して跛行性が窺え、 ない too-big-to-fail) ムに重大なリスクを誘発するシステミックリスクが増幅されかねないこと等が考察されている。 問題あるいはリスクを縮小する反面で透明性等の課題が生じること、 リー マン金融危機に関する大規模金融機関 加えてビッグテック (SIFIs) (Big Tech) による寡占化から金融システ の T B T F 異なる形による新たな (大き過ぎてつぶせ

(2) シナリオ毎の分析内容

イ Better Bank シナリオ

risks)、アウトソーシング依存(reliance on outsourcing)により増大するとみられる。特に既存の銀行などが従来のシ 略・収益向上のリスク(the strategic and profitability risks)である。 金融監督当局においてもこうした新しい技術や金融商品を効率的に監督する能力を高めることが課題となる。 ステム環境から新たなデジタルプラットフォームに移行する過程で、サイバー・セキュリティリスクが高まってくる。 Better Bank シナリオにおける重要なリスク (The key risks) は、 オペレーショナルリスクはサイバーリスク (cyber-新しい戦略の遂行に関連したリスクであ 戦

Distributed Bank

transactions) タリングが重要となる。 分業体制が進展すると共に、 コンプライアンスの視点からAML/CFT(Anti-Money Laundering / Counter Financing of Terrorism) 全てのリスク管理をいかに効率的に行うか、 また金融政策において金融安定の面では Distributed Bank においてTBTFの問題点は減 銀行ならびに金融監督当局において複数の第三者を介しての末端の取引 そのプロ セス形成が課題となる。 特に個・ 人情報保護の問題 (end-to-end 0) モニ

少するが、他方で相互の連関が進展して金融機関相互間における透明性が希釈化(the dilution of accountability) ることになる。Fintech 拡大による金融システム安定に関する二面性といえようか

ター Consumer Protection Act) が見込まれることになる。 ルーデンス規制が敷かれているが、この点で Distributed Bank シナリオにおいては結果的にはかかるリスクの低減 の対処あるいは過大なリスクテイク防止などを主旨として自己勘定によるリスク投資の制限などが盛り込まれプ 融危機後の米国金融改革法である二〇一〇年七月ドッド・フランク法 (a more fragmented banking sector) による分業体制に伴い、 におけるボルカールールではサブプライム金融危機の再発防止に対処すべく、TBTF問題 反面ではバリューチェンの共有化 (a sharing of the value chain)、 透明性の面で課題も生じてくることになる。 (Dodd-Frank Wall Street Reform and 細分化された銀行セク

Relegated Bank

transactions and systemic risk) (accentuate competition) ことも可能となる。 メント機能 ナリオにおいては、 官庁が末端同士の取引あるいは金融領域に大きな影響を与えかねないシステミックリスクの監視 (monitor end-to-end フィスのサービスプロバイダーとなり、 Relegated Bank(土管化した銀行)のシナリオでは、 あるいは収益 即ち、 銀行における顧客との関係の喪失、 顧客においては預金の移動あるいは融資の申し込みに係る積極的なプライシング (revenue は新たな仲介者間でシェアされねばならないことになる) の面では逆の結果をもたらす 顧客と向き合うフロントオフィスであるプラットフォームは各銀行間における競争を高め の面では限定的な能力を保有するに留まることになろう。この点で Distributed Bank シ 各銀行は必要に応じてライセンスなどを提供する。ここでは銀行や銀行監督 銀行は顧客に向き合ったプラットフォームのためのバックオ 新たなプラットフォームへの依存については、 リスクマネジ

などの面で流動性 機動性が高まる(accelerate customer mobility)ことになる。

考慮せざるを得なくなるビジネスモデル・シナリオといえようか 場における不適切な業務が増加しやすくなる。もし新たなプラットフォームの数が少なければそこへの集中リスク データにかかるプライバシーとセキュリティ る個人情報保護法制であるEU一般データ保護規則 になる。 (concentration risk) ついて新しいプラットフォームが操作するが、 Relegated Bank シナリオでは顧客の保護においても重大な問題を引き起こすことになる。 これは新たなTBTF は高まることになり、特にビッグテック企業 (too big to fail) (data privacy and data security issues) に加えてこのシナリオでは金融市 問題に繋がりかねない (will also lead to "too-big-to-fail" issues)。 自動化プロセスと顧客データを革新的に用いることに依拠するため、 (GDPR) との関係がもっとも鮮明に現れ、その影響について (bigtech firms) (私見)。 が大きな市場シェアを獲得すること 即ち、 顧客との関係に 後述す

New Bank シナリオ

生じるに至る。 効率的な改造が困難となる。 ファンドを移すことになるため、 行が改革を進めること、 、銀行 New Bank シナリオの段階に入ると、多くの既存銀行 (neo-banks) 収益低下と利益面の減少がもたらされ、 New Bank シナリオ段階では、 が相当程度の大きさに達する段階になると顧客の提携はチャレンジャーバンク 受容可能な期間内に顧客に対して革新的な金融商品を提供することもまた困難となる。 コスト効率の良いオペレーションを遂行するため日常業務をデジタル化するなど既存銀 既存銀行では経営面の安全性と健全性において問題 それまではキャッチアップを図り、 投資家行動においてもより収益性の高いチャレンジャーバンクに (many incumbent banks) が保有している規模とスケールでは FinTech の進展を逆にビジネス (safety and soundness issues) (challenger banks)

の革新的商品提供の維持、 チャンスと把握してグループ化など自身の変容に向けて努力してきた既存銀行も、 経営の安定などの点で neo-banks に太刀打ちができなくなるに至るといえよう。 もはや一層のデジタル化

Disintermediated Bank シナリオ

モデルに依存している。 模に達しないことが見込まれる。実際のところ多くの技術上や法的な制約要因があり、 ムは銀行、 トフォーム Disintermediated Bank 年金基金や生命保険会社などの機関投資家が漸次リテールの投資家に代替されることを予定したビジネス (P2P lending platforms) は借り手と貸し手のマッチングの面で困難さを抱え、 (中抜きされる金融仲介)シナリオでは、FinTech スタートアップは短中期的にまだ相応の規 P2Pレンディング・プラッ 元来P2Pプラットフォー

standards and oversight) いとになり、 controlled and secure) 領域を監視する能力が次第に浸食されることに気付くようになる。 disintermediated) という潜在的リスクの存在(a potential risk)によって償われる(coverd)ことになる。 となるリスクは、 かしながらこのシナリオでは、 規制環境の外部で行われる金融活動はより緩い基準や監視に左右される 要因を抱えることである。 結果として内在的にコントロールや安全の面で劣位になりやすい(inherently less 銀行がある種の金融サービスから中抜きされることがあり得る 銀行規制当局は潜在的に金融産業におけるリスクのシステミックな (be subject to looser (banks could be シナリオの鍵

が一 リスク管理責任の所在が曖昧になればオペレーショナルリスクに対する脆弱性が構造的に高まる。 Distributed Bank や Relegated Bank シナリオでは、 部の要素技術、 プラットフォームへの依存性を高めた場合、 既存の銀行と FinTech 企業とが分業と協業を深化させつつ、 金融システム全体が不安定化するリスクも高まる。 金融システム全体

これらのリスクは多かれ少なかれ五つのシナリオにおいて顕著に見られることになる。 バーゼル銀行監督委員会では FinTech の普及の速さ、銀行業務への影響を意識してリスク管理体制ならびにリスク スクを提供することになり、 えて FinTech の広範なリスクと戦略的リスクについてみると、FinTech は銀行等の様々な業界をまたいで広範なリ ガバナンス構造の機動的な変革・刷新を進めるべきとしている。 戦術・戦略面のリスクの要素(both tactical and strategic risk elements)を包含してくる。 上記のビジネスモデル・リスクシナリオ分析を踏ま

では準拠法を観念し得ないなどの制約もあること等から、 Regulatory Arbitrage(規制の裁定)が顕著となる。 ス活動自体が既存の規制などの及ばない領域で行われ、 要すれば、 まだ時間を要するものの長期的に見て Disintermediated Bank シナリオの段階まで行くと、 規制当局も技術的に追いつけないという側面、 こうした金融活動を監視する能力を徐々に喪失していく根 また国際的にみて緩い基準の国に集中・収斂するという あるいは仮想通貨 金融サービ

3 国際金融規制と FinTech にかかる信用リスク規制、プロシクリカリティの増幅

源的なリスクが現出することになろう(私見)。

リズム (algorithm) 景気循環増幅効果) 銀行など金融機関の経営行動が経済循環の振幅を逆に拡幅するメカニズムであるプロシクリカリティ 管理同様に特定の属性に対する与信集中リスクが顕在化する可能性がある。これにより金融システム全体において ングの機動化 リテール向け与信に関してAI、ビッグデータ活用により、審査期間短縮、 ・高度化等が見込まれる。 の増大が懸念される。 の収斂が進み、小口分散のリテール向け与信ポートフォリオにおいて均質性が進展して大口与信 FinTech 技術の進展を活用して経済拡大を指向する政策当局にとり、 またクラウド・ファンディングとAIの自動審査等の組合わせによりアルゴ 融資実行から債権回収までのモニタリ (Procyclicality 国際金

融の領域における新たな金融リスクであり、ジレンマともなろうか

4. バーゼル銀行監督委員会の監督当局に向けた提言と銀行側の課題

(1) 監督当局に向けた提言

即ちバーゼル委員会によれば、 確保すべきとする。 新促進と金融安定のバランスを意識し銀行監督体制の実効性を検証する。 FinTech 時代の銀行監督を担う人材を確保する。⑤銀行監督ツール高度化に向けて知見・経験を共有する。 護等を所管する銀行当局以外の規制当局との連携を強化する。 は金融システム全体のリスクに対処できない懸念があり、 ド確保を求め金融システム安定、 局は中立を貫くべきで、 課題とする提言を発している。 した要員育成、 バ 1 ゼル委員会の協議文書 当局間 監督実務を効果的にする機動的変革が求められる。 !の連携は従来以上に重要性を高めつつあり、 ① FinTech 発展の機会とリスクの双方を意識する。 寧ろ金融市場のデジタル・イノベーションの阻害要因排除、 (二○一七年)では銀行監督当局に対して金融システム安定、 各主体の技術実装の選択、 監督当局自身も FinTech 時代に相応した姿を追求し、FinTech のリテラシーに精! 監督の実効性確保に重点を置く。委託先の依存度が高まれば銀行規制・⁽¹⁹⁾ 主体自身の変容・入替等は外生的な環境変化であり規制当 既存銀行に限らず FinTech 企業へも監督上のアクセスを 各法域のサウンド・プラクティスの共有が必要となる ③各国規制当局間の国際連携を一段と強化する。 金融サービスのサプライチェーンが各法域を越え ②情報セキュリティ、 ⑦銀行監督の高度化に向け切磋琢磨する。 レベル・プレイング・ 監督の実効性 競争政策、 監督の 確 フィ ⑥技術革 消費者保 保を重要 みで 1 4 通 ル

「Fin Tech と既存の銀行の対処すべき課題

ーゼル委員会は、各シナリオとも既存銀行にとって経営環境は厳しくなるとしている。 既存銀行が対処すべき課

拡大の程度に左右される。 題に関し収益・リスクの両 不確実性が高まり概して増加するが、 入に伴い劣化する。 他方、 金融システム全体が抱えるリスクは構成主体の変化、 一面から検討を進め、 その程度については各シナリオで展開される金融サービスのサプライチェーン 収益構造については Better Bank シナリオ以外では FinTech 企業参 リスク管理の前提条件の変容に伴い

イイ 既存銀行のビジネスモデルの持続可能性

が、この場合も銀行経営の観点から課題は少なくない。 高度化、 既存銀行にとり楽観的ともいえる Better Bank シナリオでは、デジタル・イノベーション活用により金融 コスト削減、 他の商品等を併せて購入させるクロスセル拡充により収益機会拡大が見込まれる可能性がある サー ・ビス

) Better Bank シナリオ

争に晒されることになる。 段階としては資本力のある投資ファンド等を背後にし、 ととなり、 とになる(三正面作戦)。新しい収益部門が寄与する前に新規開発と既存システムの維持管理の二重の負担 既存銀行としては FinTech に対応すべくシステム投資を進めつつ、既存システムの安定的な運行も継続させるこ メガバンクなどの体力を備えた銀行のみが対応可能となる。この Better Bank シナリオにおいても、 収益機会を確保して新規参入してくる FinTech 企業との競 がかかるこ

② Distributed Bank、Relegated Bank シナリオ

作っても同じものができるモジュール化が進む中で商品間の差がなくなるコモディティ化が進展し、 Distributed Bank、Relegated Bank シナリオでは金融サービスにおいて差別化が難しくなり、 部品が揃えれば誰 既存銀行の収益

基盤が劣化する事態に陥ることが想定される。この場合には、 既存銀行の大半にとってフルバンキング型ビジネスモ

③ バーゼル委員会の想定によるシナリオ骨子と顧客との関係

デル維持がいよいよ困難になる怖れがある。

P2Pを活用した BigTech の二つによって顧客に向き合うことになる。 客と向き合う。New Bank の段階では新たな金融機関が形成されて顧客に対処する。そして Disintermediated Bank の段階に至ればDLT(Distributed Ledger Technology 分散台帳技術)やP2Pを活用した FinTech、ならびにDLTや 銀行が顧客と向き合うことになる。Distributed Bank では既存金融機関、 ルを通じて顧客に対処する。Relegated Bank の段階では三者が共通のアグリゲータ/プラットフォームを通じて顧 各想定シナリオの骨子を顧客との関係をベースにみていくと、Better Bank では金融サービスを高度化した既存 FinTech、BigTech が各々デジタルチャネ

第四章 銀行の将来像と法規制のあり方

1. 金融機関のネットワーク構造

フェ 月金融庁森信親長官)。 ックチェーンなどの分散型構造で Disintermediated Bank を指向) 金融庁からは、 イス企業中心型 ③取引所型 顧客や金融機関が形成するネットワーク構造について四つの段階が提示されている(二〇一七年五 (P2P(peer-to-peer)、シェアリングエコノミー型の構造で Disintermediated Bank を指向)、 ①金融機関ハブ型 (PFM Personal Financial Management) (既存の金融構造を中心に Better Bank あるいは New Bank を指向)、②インター などのプラットフォ の四類型による金融改革モデルである。 1 ム企業を主体とする Relegated ④分散型

② 新 が高まっていくとみられる。 移行することが想定される。 ブ型のネットワークを残しつつサービス特性によって多様なネットワークが棲み分けられ、 ル る形式もあり得る。 能性がある。 になる。 ンターフェースを担う企業が外部から最も顧客の利益に沿うと考えられる各種サービスを調達して顧客に提供する形 一設定などを担う仲介役の元で顧客同士が多角的に直接取引を行う形式への発展も考えられる。 ①現在の金融市場は、 しい金融ビジネスでは顧客に提供するサービスは金融サービスと非金融サービスの組合わせになり、 新し 他方、 i j 付加 ③次に、 金融機関がインターフェース企業の役割を果たし、 価 値の大半はインター 銀行や保険会社が自身のバランスシートを通じて顧客の仲介のハブとなる形が中心である。 金融システム全体では徐々に銀行システムの比重が薄まり、 ブロックチェーン技術による分散処理が進めば顧客が直接取引所に参加する形式、 フェース企業に帰属し、 金融機関はジェネリック供給者の役割に留まる可 他金融機関や非金融サービス提供者と連携す 資本市場の持つ特性の比重 共存する金融システムへ ④更に、 金融機関 顧客とのイ ルー

2 金融規制の変容—機能別規制と Regulatory Sandbox、Informed Consent

制 ワ 守るべき機能 グ・リバンドリングを可能にするべく、 新しい技術の活用によりサービスのアンバンドル・リバンドルが進み、 ない ク型への変容、 機能 金融分野の競争促進、 から守るべき機能 預. 金 市場規制的な視点の比重の高まり、 決済、 信用創造)、 顧客と共有される価値創造が生じてくる。 へのリスク遮断の確保、 多様な形態の間の競争条件の公平の確保、 エンティティ単位の規制から機能別の規制へ重点を移すべきであり、 1 顧客情報の適切な管理、 ノベーションと利用者保護の両立などへの対応が今後の焦 ビジネスモデルや機能の担い手が変化する 金融規制としては、 金融仲 グループ内 介の ハブ型から分散ネ の利益相 機能 のアンバンドリン 反の 防 規制 圹 ・ツト 規 で

点となってくる。

与。 験対象の新サービスの内容とリスクを説明して同意を確認していくプロセスが重要となる。 らはインフォームドコンセント(informed consent 実証内容とリスクを説明した上での参加の同意の確認) ボックス 設計する必要がある。 規制的な比重が高まり、 な管理、 の措置を講じるに当たり、 から機能別の規制に重点を移す必要が高まる。②金融ネットワークがハブ型から分散型になることで金融規制も市場 かかる対応の鍵として、 ③高いレイヤーでの政府一元的な体制、④ハンズオン支援と事後的な検証、 (Regulatory Sandbox 規制の砂場) 過剰規制に陥りイノベーション抑制に繋がりかねないことも考える必要があり、 開示、不公正取引の防止、 日本版規制サンドボックスの五原則が提言されている。(②) ①機能のアンバンドリング・リバンドリングを可能とするためにエンティティ単位 の治験が英国などで進められている。 適合性の原則などのルールを取引特性に応じて負担の少ない形で ②利用者保護を両立させる必要性か ①実証優先主義、 ⑤経営トップマネジメントの関 我が国政府からは法制上 が鍵となる。 ②リスクの適切 規制サンド の規制 実

第五章 FinTech と銀行の課題 主体規制と行為規制、 RegTech と SupTech の対応

1. 銀行監督と規制のフレームワーク

に対して観察されている事実と推奨される対応として一○の論点を掲げている。①銀行、◯◯ を再検証し監督体制を変革する必要性を唱える。バーゼル委員会からは銀行ならびに銀行監督当局に向け新たな変化 バ ーゼル委員会は FinTech 普及に対して銀行に経営努力を求めるのみならず、 規制当局においても監督 監督当局共にチャンスとリ 0) 枠 組み

FinTech 法制の新たな制度設計に向けて(藤川)

⑩銀行監督当局のベストプラクティスの共有。 リティ対策の推進。 スクの双方を意識する。②リスクガバナンスの変革。③アウトソーシング・リスク管理の強化。④サイバー・セキュ ⑦FinTech時代の銀行監督を担う人材育成。 ⑤既存銀行、 FinTech 企業共に当局間 ⑧銀行監督ツールの高度化。 ・民間との連携を強化する。 ⑨現状の銀行監督体制の実効性の検証 ⑥各国当局間 の国 際連携 の強

2.主体規制と行為規制、RegTech と SupTech

げられる。 効率性を改善する動きもみられる。RegTech の例として金融機関の金融規制対応を効率的に支援するツール等が挙 る効果的監督に向けた改善が求められている。 RegTech (Regulatory Technology) 他方では SupTech(Supervisory Technology)の造語も出され、銀行監督当局に対して FinTech の活用によ が標榜され、デジタル・イノベーション活用により銀行監督向けデー タ報告等の

SupTech の対応が銀行監督当局の改善に向けた一つの鍵となるが、 業界における自主規制についても今後は策定・普及段階から規制当局が関与することも想定されよう 用により経済効果を向上させたいという当初の目論見が崩れかねないジレンマもある。FinTech 領域に対する従来型 効性低下が懸念される。 の主体規制と行為規制の組合わせの限界ともいえよう。 (ハードロー) と自主規制(ソフトロー)の二段構えで規制の骨子が作られたが、(%) 金融サービスのサプライチェーン拡大から金融システムの構成主体が変容し、許認可中心の主体規制では監督の実 また業界団体も二つに分裂するなど規制の実効性の確保には疑問が呈されている。 行為規制強化により補完せんとしても FinTech のイノベーション促進を阻み、FinTech 活 近時の仮想通貨不正流出事件を鑑みても、 バーゼル委員会は SupTech の例としてAI活用 十分な審査を受けていないみなし業者 ソフトロ 緩やかな登録制 ーとしての各 (私見)。

務となっている。 によるマネーロンダリング監視を挙げている。 我が国においても監督手法の実装化、モニタリング体制の高度化が急

第六章 金融におけるディスインターミディエーションと FinTech スタートアップの課題

- FinTech とディスインターミディエーション

FinTech の五つのシナリオは明確に時間軸を追って区分できるものでなく場合によっては同時並行に混在して進んで くることも考えられよう(私見)。 Better Bank あるいは Distributed Bank 段階で早くも金融仲介が中抜きされる要因が顕在化しつつあることになり、 (disintermidiation 仲介機能排除、 トアップの提携や共同開発が進むことになろうが、その範囲内で早くもディスインターミディエーション 当面は想定シナリオにおける Better Bank あるいは Distributed Bank への動きの中で既存銀行と FinTech スター 中抜き)とスタートアップにかかる課題あるいはビジネス機会が指摘されている。

般的に低下しつつあることが指摘される。即ち、家計にはソーシャル・レンディングやマーケットプレイス・レン(32) ディング、企業には更にロボアドバイザーならびにソーシャル・トレーディング等によって銀行を通さず FinTech 外へのシフトが挙げられるが、背景にはマイナス金利政策、 FinTech が新しい金融仲介の機能を担いディスインターミディエーションを図る動きとして家計金融資産の銀行以 金融危機後の金融規制強化によって銀行の仲介機能が全

による金融仲介が行われつつある。

2. FinTech によるディスインターミディエーションの影響

ことになる (McKinsey & Company 分析)。① FinTech との競合により顧客基盤喪失、 決済口座・個人金融資産管理、その他預金、 リテール・中小企業決済、 業向け貸出、 企業向け貸出、 くされるマイナス面があり、②逆に FinTech 活用によってオペレーションコスト低減、 FinTechによるディスインターミディエーションの影響として既存金融機関では各領域で収益悪化をもたらし得る 新規マーケット発掘といった利点もある。プラス面とマイナス面を総合的に考えると分野別では消費者金融 ーキャピタルマーケット・投資銀行関連分野では FinTech の影響は中立的とみられる。 富裕層サービス、大企業向けキャッシュマネジメントで悪化する方向に影響が及ぶ。更に住宅ローン、 機関投資家向けアセットマネジメントでは銀行収益が悪化する方向に働こう。 保険では程度は弱いものの悪化の方向に働くと考えられる。他方で大企 更に価格透明性の向上を余儀な 与信コストなどのリスク費 次いで中小

れる。 トとなる。キャピタルマーケット・投資銀行関連分野ではディスインターミディエーションの影響は中立的と考えら 小企業向け貸出、 FinTechによるディスインターミディエーションの影響が銀行収益面において深刻に表面化する分野は、先ずは中 富裕層向けサービス、次いで消費者金融、 中小企業向け貸出、 機関投資家向けアセットマネジメン

れている。 金融機関は今後の一〇年間にリテール金融収入を一〇―四〇% 特に既存金融機関の個人・中小企業向けのリテール金融では、FinTech 進展の影響が大きく顕れるものとされ既存 代表的な消費者金融領域では FinTech スタートアップとの価格競争が収益を低減させることが予想され 利益面では二〇一六〇%を喪失するとの試算も出

ている。

3.FinTech スタートアップにおける規制、事業、収益面の課題

法規制、 の不安も指摘されている。①大半のスタートアップはリーマン金融危機のような景気下降局面を経験しておらず、② 既存金融機関に対して脅威となる可能性がある FinTech スタートアップであるが、 事業規模、 顧客基盤の面での不透明さが残る。 今後の成長性に関しては以下

なために顧客の獲得コストを要し収益計上に至らないリスク、景気の連動性の面ではP2Pレンディングでは景気下⁽³⁾ 降局面で信用リスクが顕在化して投資家を失うリスク等も存在する。 がある他、 加規制が発出される懸念がある。 規制面では、 P2Pレンディングでは審査モデルなどのインフラ構築費用が嵩むリスク、 P2Pレンダーに対して証券化に関するリスク・リテンション規制が課される可能性など新規制や追 収益性の面では顧客基盤が小さいために規模拡大のメリットが発揮できないリスク 未だ顧客基盤が脆弱で流動的

第七章 仮想通貨の混蔵寄託とトラストレス性のジレンマ、 法制度構築の構造的 課題

1. 仮想通貨の混蔵寄託性

想通貨は信託ではなく準寄託として考えられ、 法では仮想通貨交換業者の仮想通貨と管理委託者のそれとの分別管理が求められているが 項参照) 仮想通貨に関する私法上の取り扱いについては諸説があるが、混蔵寄託に類する形態との指摘がなされている。仮郷 物理的にも厳格な分別措置を講じていない限り私法上は混蔵寄託に類する形態の中での分別管理になるもの であるから準消費寄託というべき性質であり、 財産的価値単位として均一の抽象的な存在 管理者の支配は他主占有に準じて考えられる。 (紙幣類似証券取締法一条一 (改正資金決済法六三条の 改正資金決済

更に今後の仮想通貨の展開可能性や法制度設計に向け考察を纏めておきたい 仮想通貨にかかる現下の混乱状態についてセキュリティやシステムおよびマネロン対策等の不徹

2.仮想通貨のトラストレス性―トラストの二重構造―

貨を保護預りするのであれば、 り アー 果たして可能かが課題となる。 来的に分散型構造の中で取引所のみが集権的機能を果たし、 仮想通貨におけるトラストレスの表現について、管理者が存在しないブロックチェーン技術の場合、 参入しているが、 ない特性は スとしての盲点が残るために有効なマネロン対策が打てなくなっているジレンマが存在する。 必ずしもコンピューターに精通している訳ではない一般利用者がコールドウォーレット (cold wallet) (3) 仮想通貨には信頼できる第三者が存在しないというトラストレス 取引所が一括して中央集権的に仮想通貨を混蔵保管する仕組みとして発達してきた。ブロックチェーンという本取引所が一括して中央集権的に仮想通貨を混蔵保管する仕組みとして発達してきた。ブロックチェーンという本 キテクチャを採用することを意味する。(36) ノードの参加の可否を判断する者が存在しないことを意味し、 取引所のシステムあるいはセキュリティ 取引所のセキュリティ向上が銀行あるいは証券会社並みに要求される反面 ある程度の規模のセキュリティマネジメントが可能な交換業者あるいは秘密鍵の管理 しかしながら仮想通貨交換所は信頼できるトラスト 規制対象たり得ることになる。 内部管理が不十分な中で一般ユーザーに秘密鍵 (trustless) 誰でもノード の方式が本来は前提 (node) 取引所が一括して仮想通 に参加できるという (trust) 管理者が存在 になってい を活用して の構造にな の管 トラスト 理が

が可能な利用者がこれ 金融庁は仮想通貨について、 からのブロ 改正資金決済法は仮想通貨の交換業者の局面で規制をかける考え方であるところ、 ックチェーンの応用においては想定されることになろう。

ネロン防止の観点から仮想通貨自体の規制を考慮せざるを得なくなり、 金融商品取引法における有価証券への仮想通

貨やICOトークンの該当性、 投資家保護の手法など法制度全体の枠組みにかかる抜本的な再検討を進めつつある。(3)

3. ビットコインとICO、各国の規制強化

引拡大の一因となっている。 機会提供。決済手段として法定通貨では交換価値の維持コストがかかるが、システムを支えるマイニングの報酬分の みを仮想通貨の追加発行により賄うことで外部費用の投入なくシステム維持が可能となり、 ティング採用。 ビットコイン取引が増大し価格が高騰した要因としては以下が掲げられる。① peer-to-peer による分散コンピュー ②競争的マイニングによる非中央集権化 $(de-centralized)^{\circ}$ ③独自通貨単位 維持費用の自給体制が取 (BTC) 採用による投資

取引委員会)は二〇一六年発行の the DAO プロジェクトで使われたトークン発行が米国有価証券取引所法 行うことの総称であるが、半数以上においてはプロダクトの存在すらなく、二〇一七年七月二五日米国SEC(st) 強化の方向が窺える。 (一九三四年証券取引所法) またICO (Initial Coin Offering 新規仮想通貨公開) の規制対象になり有価証券募集・売出しに該当するとの見解を発表するなど各国では規制 は企業等が電子的トークン(証票)を発行し公衆から資金調達を

第八章 FinTech にかかる制度設計ならびに金融行政の方針転換の俯瞰

金融行政の方針転換と制度設計に向けた検討をまとめておきたい。(④) 1 我が国における FinTech フィンテックの制度設計の必要性― 金融庁は情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討として以下の方向性 金融行政の方針転換ならび異業種参入の拡大― フィンテックの制度設計の必要性について現状

FinTech 法制の新たな制度設計に向けて(藤川

力のバランスに方針転換し、⑤金融行政の究極的な目標に国民の厚生の増大、 方と進め方 に関する基本的概念・ルールを横断化する。 を打ち出している (二〇一七年一一月一六日金融審議会総会)。 (検査・監督基本方針) (二〇一七年一二月一五日) については、④安定と仲介、 ③環境変化に対応すべく規制を横断的に見直す。 ①同一機能・リスクには同一ルールを適用する。 企業経済の持続的成長・安定的な資産 保護と利便、 金融検査・監督 校正・透明と活 の考え ② 金 融

立の増加が進む。 構造変化によって競争環境の変化に応じた事業戦略再構築が進められる。 E C B Bank Act of 1864) 形成を新たな上位概念として設けている の新規参入が増加する。 ①業態毎の縦割り規制から機能別による横断的規制の転換に伴う影響として、 金融庁は FinTech 新法の制定として決済・送金に関わる関連法の一本化、 Financial Protection Bureau 米国消費者金融保護局) 2 欧米では二〇一六年一二月US OCC 割賦販売法の関連業務の規制の統合化を図る方向にある。 金融行政の方針転換の影響と制度設計-(欧州中央銀行)も銀行免許指針の公表を予定する(二〇一七年九月)など新形態銀行免許構想が出される中で、 ブロ ツ クチェ の対象となる特別目的銀行の免許を与える提案を行ったことに続き、 ②金融の基本的概念の見直しと統一によって、匈イノベーション進展の中長期見通しの必要性が増 1 (c)既存の金融業界の担い手の業態転換により金融持株会社への大量移行と新規事業子会社設 $\dot{\lambda}$ IoTなどメガテックの正確なロードマップ作成が進められる。 (後掲)。 (米国通貨監督庁) 欧米の新形態銀行免許構想も交えて一 は新しい FinTech 銀行免許構想を発表し(二〇一七年五月)、 が FinTech 企業に対し一八六四年国法銀行法 金融行政の方針転換の影響は多岐に亘るとみられ し新たな免許形態の登場により他業種 銀行法の為替業務・資金決済法の資金移 (a)アンバンドリングを前提とした業界 US CFPB (b)シェアリングエコ (Consumer 更に けから

の制度設計を図ることが重要になってくる。 レー なる。産業の生産性向上を短期間に実現すべく規制のサンドボックス制度創設を含む生産性向上特別措置法案が第(髺) (a) の根本的変化が起こり得る。 d 金融業法よりも根本的法分野の改正の影響を分析する必要性が増大し、 済学に基づく制度設計の必要が増大し、ランダム化比較試験(RCT)と規制サンドボックスの接続を目指すことに が金融機関からプラットフォー | 九六回通常国会に提出された。こうした金融行政の方針転換の影響を鑑み、(46) `政策や投資教育の費用便益分析が求められる。⑤根拠に基づいた政策形成(Evidence Based Policy Making EBPM)フ ムワー P2P、デジタル通貨 クが導入され、 政府の統計インフラ拡充やオープンデータが推進される。 ③国民の厚生の増大、安定的資産形成という究極的目標の政策評価を行う必要が生じる。 ムへ転換する規制のあり方が問われる。 (仮想通貨を含む)・決済など金融機関を必要としない金融が登場し、 (ご国際的な標準化活動の重要性が増大する。 AIによる民法 国際的な議論や整合性の下に関連法制 (\mathbf{c}) ナッジ(Nudge)など行動経 (契約主体性)、 規制・ PL法など 監督対象

FinTech の発展段階における Better Bank と Relegated Bank および Disintermediated Bank の認識のズレ

想の段階には至っていない。 存在から FinTech 企業が銀行業へ新規参入するには大きな障壁が存在するため、欧米のような新形態の銀行免許構存在から FinTech 企業が銀行業へ新規参入するには大きな障壁が存在するため、欧米のような新形態の銀行免許構 社化を図る動きが現時点では主であり、 おけるような FinTech 企業への銀行免許 あって我が国では FinTech に関しては既存金融機関による Better Bank の方向性に向けた議論が主であり、 我が国においてはメガバンクなどを中心に決済・送金分野での FinTech 企業との連係やグループ化あるいは子会 加えて直近ではプラットフォームに対する規制強化の方向性も示され、 仮想通貨を独自に発行する動きも出ている。我が国の場合、 の付与、 バ 1 ゼル委員会の想定シナリオに おける Relegated Bank こうした背景も 貸金業法規制 欧米に 0

Disintermediated Bank の議論の段階にないことが示される。

能の提供の実現を掲げており、将来的な FinTech 企業への銀行免許付与も決して排除されていないと見るべきであ 発展を許容しているものでもないとも思料され、今後の規制当局の取り組みのスタンスが注視されよう(私見)。 を検討している。仮想通貨を世界に先駆けて法制度として取り込み取引を正面から認めつつも、 ろうか。 もっとも金融庁は FinTech 他方で金融庁はプラットフォーマーと称する巨大IT(情報技術) 40のリバンドリングの例として銀行免許を有していないプレーヤーによる銀行同等機 企業を念頭に不公正取引を防止する規制 FinTech の無制約な

4 仮想通貨交換業者に対する規制の意義、 仮想通貨ファンドに関する法的な論点など

① 仮想通貨交換業者に対する規制の意義

示しておきたい

規制の意義、 仮想通貨に関してはICOを含め私法的位置付けなど種々議論がされ先行研究も多い。(55) 新しい論点として仮想通貨ファンドの関連法制、 ブロックチェーンとEUのGDPRの関係等の要点を 仮想通貨交換業者に対する

法定通貨に交換する局面であり、 度的対応が主流となっていることには必然性がある。 なり得るのは必然的に中央集権的な存在としての仮想通貨交換業者となり、 ワーク構造の中で唯 仮想通貨交換業者に対する規制の必要性、その手法等が議論されている。ブロックチェーンという分散型のネット かり、 参加者間の取引を仲介している。即ち、基本的に分散型となっているネットワークの中で唯一規制対象と 中央集権的な形態をとるのが仮想通貨交換業者であり、 その面からも仮想通貨交換業者を規制する意義は大きいことが指摘されている。 マネーロンダリングや犯罪資金等でも最終的に問題となるのは 国際的にも仮想通貨交換業に着目 多数の投資家を傘下に有して顧客資産 た制 混

蔵寄託とトラストレス性のジレンマ、 マネロン問題と法制度構築の構造的な課題として検討してきた点が改めて浮き

- 2) | 文思重賞ファンドこ場になちと上がってくることになる。

② 仮想通貨ファンドに関する法的な論点

任意組合や匿名組合による組合型のファンド組成が選択肢となる。 中でも柔軟性の高さ等から組合型のファンドが優先的な選択肢になる。 ることを目的とする投資事業有限責任組合を組成することはできず(投資事業有限責任組合契約に関する法律三条一項)、 であることから規制対応が追いついていない状況にある。 仮想通貨に投資するファンドについて、 (投資信託、 外国投資信託、 信託)、 会社型、 従来の投資ファンド同様に厳格な規制が必要と考えられるが、 組合型の三類型の投資ファンドがあり、 仮想通貨ファンドに関しては、 しかしながら仮想通貨に対して直接投資をす エンティティの選択として 類型毎に考察が進められ 新しい

資家が一定の属性の者に限られること等の所定の要件を満たす場合に金融商品取引業としての登録は不要とされる 特例業務の重要な例外があり、 関投資家等特例業務について、 融商品取引法二八条二項)、原則として金融商品取引業者としての登録が必要となる 取引法の業者規制等が問題になる。 ②投資家の勧誘について、 ファンド持分の有価証券該当性について、①ファンド持分が有価証券に該当する場合にファンドについて金融商品 収益の配当または財産の分配が行われる場合に原則として有価証券に該当する(金融商品取引法二条二項五号)。 ファンド持分が有価証券に該当する場合、 組合型のファンドの場合は金融商品取引業者としての登録について適格機関投資家等 ファンドの投資家に一名以上の適格機関投資家がいること、 組合型ファンドでは持分保有者が出資または拠出をした金銭を充当して事業が行 その勧誘は第二種金融商品取引業に該当し (金融商品取引法二九条)。 適格機関投資家以外の投 ③適格機

される 義務等の開示義務が問題になるが、 (金融商品取引法六三条以下)。 (金融商品取引法三条三号、 ④開示義務について、 金融商品取引法施行令二条の九第一項)。 主として有価証券に投資をするファンド以外については開示義務の適用対象外と ファンド持分が有価証券に該当する場合に有価。 証券届 出 書の提出

③ 仮想通貨の取引相手方の法規制

捉範囲は広くなる。 換業者としての登録が必要となる。この場合、媒介は他人間の契約の成立に第三者が尽力することを意味するため捕 貨の交換の媒介、 換自体は日本法の適用外と考えられるが、ファンド運営者が国内にいれば日本法の適用を受けることになる。 貨交換業者としての登録が必要となる(資金決済に関する法律六三条の二、二条七項)。交換が海外で完結すれば当該交 に投資して法定通貨と仮想通貨の交換または仮想通貨同士の交換を業として行う場合、 仮想通貨に投資するファンドが投資活動を行う場合、 取次ぎまたは代理も仮想通貨交換業に該当するため、 取引相手に対して適用される法規制も問題となる。 我が国でこれらの行為を行う者も仮想通貨交 取引相手方は基本的 仮想通貨 に仮想通 仮想通

本の居住者を相手方としている限りは基本的に日本法の適用の適用を受けることになる。 録を受けていることが必要となる。 に投資を募る行為や投資家から出資を受けた金銭の運用行為については取引相手方が原則として金融商品 ファンド・オブ・ファンズとして他のファンド持分に投資する場合など投資対象が有価証券である場合、 行為が海外で完結している場合は日本法の適用対象外とされることも多い 取 引業の 有価 証 登 日 券

仮想通貨の仕組み、 預り金及び金利等の取締りに関する法律、 ファンドストラクチャーは非定型的なものが多く個別具体的な検討が不可欠となる。 貸金業法等の法律の他、 金融商品の販売等に関する法律による説明 出資の受

義務 る。 59 (同法三条)、 犯罪による収益の移転防止に関する法律による取引時確認 (同法四条) が必要となる場合も生じ得

(4)仮想通貨・ブロックチェーンとEU一般データ保護規則 (GDPR)、準拠法と域外適用など

通貨に関しては特にパブリック型ブロックチェーンの場合にGDPRの適用可能性が問題となる。@ E U に関してはビッグデータなど情報自体の集積が前提となるため、 FinTech 般データ保護規則 の想定シナリオある (General Data Protection Regulation GDPR) () は発展段階と個 人情報保護の関連について、二〇一八年五月二五 個人情報保護の視点からの考察が必要となる。 の関連が検討される。 FinTech やAI活用 \exists 施行さ れた

E E E E またはデー 在する本人に対する商品またはサービスの提供に関する処理、 (extraterritorial application) じつじて、 はデータ処理者 ッシュ化された取引情報も個人データに該当し得ること、 G ツ クチ 口 A域内に代表者を選任する必要が生じる場合がある(GDPR第三条第二項、 A域内に子会社や支店等の拠点を有しない日本企業 DPR適用を巡る論点としては、 ックチェーンの関係で留意される点は、 エ 1 タ処理者に該当し得ること、③GDPRの域内所在のノードに適用され得ること等である。 ンを利用する事業を行う場合、 (data processor) に該当するか、 次のいずれかの個人データの処理を行う場合にはGDPRが域外適用され ①個人データ (personal data) を扱うか、 我が国の個人情報保護法と共にGDPRの適用対象となるか、 ①個人データの範囲が広範でビットコインのおける公開鍵 ③適用対象領域に含まれるか、 (例えば東京本社) においても原則として対応が必要となり、 ② ブロ ②本人がEEA域内で行う行動の監視に関する処理 ツ クチェーンに参加するノードが) ②データ管理者 第二七条第一項)。 ①EEA域内に所 が挙げられる。 (data controller) 特に域外適用 デ この 1 暗号化 また適用 タ管理者 ためブ また

口

ると指摘されている。 法は観念できないと解され、 対象となる場合の規律の遵守について検討が求められる。 として指定されるとの解釈は困難で、 本邦以外の特定法域 他の法域における私法上の取り扱いに関する懸念を排除できる点で望ましい考え方であ 支払い手段としての有用性の確保という観点からも実質的に妥当であるとされ (特に無体物に対する所有権を認める法域) 関連して、本邦抵触法上ビットコイン自体については準拠 の法がビットコインの物権準拠法

(5)仮想通貨と金融商品取引法の対応の課題

る。

仮 内部管理およびガバナンスの欠如、 想通貨にかかる今後の課題と規制当局の対応に関して、ビジネスモデルの多様性と不透明さ、 グローバル連携の困難さが指摘できる。 リスクマネジメン

政処分の連発というスキームで揺籃期である仮想通貨取扱業者の自律性の不十分さを直ちに補えるのかどうか疑問な 規制団体によるソフトローとしての自主規律に委ね、また規制当局としてはモニタリングチームによる監視強化と行 定する方向性もかかる視点に立つものとも思料される。 には少なくとも当面の混乱の収拾に十分といい難い面があろう。 制当局が存在しない現状において、 しとしない 国 が集中しつつある現在、 \mathcal{O} ードローである改正資金決済法においてイノベーション等の維持も勘案し登録制として規制を緩め、 みが (以下、私見)。 | |F 口 ーにおいて正面から仮想通貨を認定し、 海外の無登録業者による席巻が繰り返され、当該国にはマネロン以外には十分な規制や規 新たなハードローミックスのあり方を検討することも重要な選択肢となる。 後追い的な行政処分以外のエンフォースメントを自主規制団体に丸投げする手法 Regulatory Arbitrage 先進各国が仮想通貨の規制を強化する中で事実上我 (規制の裁定) からグ 口 詳細な 業規制を策 1 は自 ルマ 主

が

監査・内部統制を資本市場のインフラと考えるのか等、 じざるを得ない。 限定を付した上で証券取引の局面に限定するにせよ、 役割を果たしつつあるという実態があり、 規制手法を我が国の仮想通貨規制に採用するとすれば制度的な統 金商法の抱える齟齬自体が表面化することがない 制と合わせて今後は金商法の規律を重ねるとした場合に、 るいは追及効や抵触法上の いかどうか疑問が生じ得る。 券法や証券取引所 米国では一九三四年法一二条g項適用会社 容易にグローバルに不正流出してその追跡も容易ではない等の特質を抱える仮想通貨の取扱いに関して、 例えば、 「ルールに実質的な会社法規定が紛れ込んでいるのが現状であるが、ここで米国のような仮想通貨 追跡不能状態での取引に関して金商法違反行為としての私法上の効力問題、 、準拠法の存在などが明確でない仮想通貨やICOに関する規定を盛り込むことは、 公開会社法制の存在しない我が国において、 証券取引法を超えた機能も担っているとの指摘もされる。 (開示会社)が公開会社に相当するなど連邦会社法制を有しない か、 金融商品取引法の優先適用が全般的に進む中で一抹の懸念を感 慎重な制度設計の考察も必要となると考える 金商法の抱える本質的な論点が浮かび上がることが想定でき 公開会社法制を欠いている状態化で役割が変容しつつある 一性や一体性確保の面で齟齬を生じることとならな 金融商品取引法が会社法との間隙を埋 私法上の効力あ 開示・会計 解釈の 連邦証 業規

5. 機能別・横断的な金融規制体系の骨子

① 機能別・横断的な金融規制体系

ある金融サー 融庁は金融審議会 横断的 ・ビスと非金融サービスとの関係も視野に入れる必要性を述べている。主として総論を掲げ個別具体的な `な金融規制体系に向けて―」 「金融制度スタディ を提示し、 グ ループ 機能別・横断的な金融規制体系の検討においては一体化しつつ (第九回)」(二〇一八年六月一八日) の中で 「中間整 蓮 (案) 機

構造の変化を折り込んでいることから、 法制度設計を示す段階のものではないが、アンバンドリング・リバンドリングの進展、 Disintermediated Bank の議論も視野に入れているものと思料される (私見)。 バーゼル委員会の想定シナリオにおける Better Bank に留まらず Relegated 金融システムのネットワーク

(2) 金融の各機能の分類と規制の態様

運用機能 るべき利益の項目は同じでも求められる水準等には濃淡があり各機能の特徴に応じた対応が必要となる。 金供与防止、 して各機能の確実な履行、 以下、「中間整理 (金商法)、 システミックリスク顕在化の防止等を掲げる他、 (案)」の要点を掲げておきたい。決済機能 リスク移転機能 利用者に対する情報提供、 (保険業法) の機能毎に現行法制の問題点を検討し、 利用者資産・利用者情報の保護、 市場の公正性・透明性の確保も重要となり、 (資金決済法)、資金供与機能 マネーロンダリング・テロ資 達成されるべき利 (銀行法、貸金業法)、 達成され 益 一項目と

る措置も検討する。 める場合、 フティネットについても目的 サービスの外縁に変容が予想され、多様な業務を認める場合には財務規制についても幅広く見直す必要が生じ、 プについて本業へのリスク遮断効果にかかる差異等を考慮して業務範囲規制のあり方の考察を進める。 ネットが存在する。 ① 金 (3)融 業務範囲規制、 セーフティネットで保護される部分とそれ以外を平時から実効的に分離可能な状態とし、 非金融の境界が曖昧になる中で、 ②利用者ニーズに応じた商品・サービスを業態・機能横断的に提供する場合に代理・媒介プロセ 規制間の役割分担は再検討の余地があり、 セーフティネット等の主体別規制、 ・対象の変容に応じた実効的手法を検討する。 銀行・銀行グループには重厚な業務範囲規制・財務規制・ 商品・サービスの提供プロセス等に着目したルー 銀行持株会社・銀行、 銀行やグループ内会社に新たな業務を認 事業会社を各頂点とするグルー 有事に分離させ 期待される セーフティ ル整備 セー

4 具体的な制度設計と課題

論点、 技術等については個々の法律でなく金融規制における基本的概念・ルールの横断化を図ることが課題となる。(st ルベースの役割分担に留意する必要がある。③民事法上の扱い、④AI(人工知能)、金銭の概念、 自主規制などのソフトローの組合せについて、状況の変化に応じた適時な対応を図るべくルールベースとプリンシプ 回避を図る Regulatory Arbitrage を防止する視点から各国規制当局が規制の国際的整合性の確保に努める。 ①国際的なサービス展開と整合性について、ボーダーレスなサービス展開の阻害は避けると共に、 利用者情報の適切な保護、 検討も踏まえて制度設計を進める。 AI活用は金融 が必要となる。 が変わらない場合には、 今後は各機能 を策定し、 主な契約条項例などを提示してい 経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大という金融行政の目標との整合性、 面に限らず開発者の予見可能性を超えて広汎な能力・用途を具備する可能性があり、 の中で個別業務の内容やリスクの差異を認識・ データ提供型、 適用される規制内容に変更が生じないように設計を行うことも指摘されている。 情報の適切な利活用の促進のための環境整備も留意され、 データ創出型、 経済産業省は二〇一八年六月一五日 る。 65 。 金融サービスに活用されるITなどの技術に変更が生じても機能やリス データ共用型 測定し、 (プラットフォーム型) ルールに差異を設けるなど具体的な制度設計 A ・データの利用に関する契約ガイドラ の三類型に整理して構造 以下の観点の考慮が求められる。 ブロ 規制の緩い国への 金融分野以外の ックチェ ②法令と 法的 特に ーン

⑤ 参入ルールの横断化・柔構造化

題が生じることも指摘されている。 制度の運用上は審査の複雑化から迅速な参入に繋がるとは限らないこと、ルール適用について明確性を欠くという問 類型化してリスクに応じた必要な規制を課する枠組みを提案している。 場合も追加的に許可を取得すればよく改めて認可をとることは不要とされている。 険契約) 国金融サービス市場法 い決済サービス(payment services)について単一ライセンスの下で規制・監督し、 業態にとらわれない を行わんとする者は対応する許可を取得して認可業者として位置付けられ、追加で他の業務を行わんとする 柔軟なビジネス選択を容易にする観点から、参入ルールの横断化・柔構造化も論点となる。 (Financial Services and Markets Act 2000)では規制対象業務 横断的イノベーションの促進に繋がる反面 (預金受入れ、信用供与、投資運用、保 各々の規制対象アクティビティを シンガポール通貨監督庁では幅広 英

(6) 主体別規制と機能別・横断的規制体系

を助長しかねないとの懸念が出されている。 Bank 指向を強める大手銀行などのプラクティスにおいても重要となる。もっとも主体に関する重厚な規制群を見直 さないまま機能別規制導入によって新規参入が促進されれば、 業務範囲規制、 セーフティネット等に関する主体別規制と機能別規制体系のあり方の国際的な検討は、 重厚な規制の適用を潜脱したシャドー・ バンキング等

たルール整備 る面があり、 我が国では業務範囲規制に中心が置かれてきた感もあるが、 規制間の役割分担の見直しも検討される。 プラットフォー ム規制の他、 ブロックチェーン技術等を用いた個人間の直接の金融取引の実現を鑑み セーフティネット、 銀行経営の健全性確保に関しては財務規制等と共通す 商品・サービスの提供プロセスに着目し

れば取引局面において市場メカニズムを活用した規制手法を取り入れることが考えられる。(88)

第九章 FinTech 法制の今後の展望に向けて

- · FinTech 企業への特別目的銀行免許付与と規制裁定

Goegle、Twitter などが既存銀行の本格的な脅威となる嚆矢を形成することになる。国民経済の発展、 携・資本参加による業務参入の方向性とは異なり、FinTech 単独による業容拡大を後押しし、多くの顧客層を抱える Arbitrage を惹起し、 として金融規制当局の規制の網をFinTech企業にかぶせる形で規制領域拡大が図られることにもなりかねない。 のFinTechへの銀行免許付与の提案は、 かねないリスクもまた存在し得えよう(私見)。 めた中国等から資金流入が進んだ通り、FinTechに新たな規制をかけることが結果として予期せぬ Regulatory とも長期的なスパンからの規制裁定等を考えた場合、仮想通貨について改正資金決済法の対象とすることで規制を強 ン支援の題目の下で各省庁は決して縄張り拡大のために FinTech 振興策に注力しているわけではないものの、 今後我が国では Regulatory Arbitrage を防ぐ横断的体系に向かう可能性があるが、相次いで出される欧米規制当局 銀行免許付与案を当面提示する見込みのない我が国から欧米等への FinTech 技術流出 メガバンクなどが現在指向している Better Bank としての FinTech との連 イノベーショ に繋がり 結果

れているはずのTBTFな金融機関形成に向かって拍車がかかること、 また根本的問題として Fin Tech 技術への対応の可否により、 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection) 一時的にメガバンクなどが米国の二〇一〇年ドッド のボルカールール 地域金融機関や中小企業の成長を脅かしか (volcar rule) 等において制限さ ね

ないことも懸念される。 銀行関連法制の横断化ならびに柔軟化が図られる反面で、このような先行きの懸念やジレン

2 政策当局の危機対応ならびにグローバル金融システムの分断リスクとジレンマ

マの発生も想定される。

引法同様に立法管轄権、 今後の FinTech 関連規制の跛行性ならびに予期せぬ Regulatory Arbitrage の顕現化等により分断化傾向に拍車 程で金融規制のギャップが生じ、各国が独自の金融規制導入を図る結果、 T B T F 国における州法の域外適用にみるような過剰な規制コスト問題が生まれ、 体の観点からは FinTech 関連立法整備に伴い以下の点が懸念材料として纏められる。 が変容し得るなど、 かる怖れもあろう。 FinTechについては仮想通貨・ブロックチェーンにみるようにボーダーレスに取引され、 問題の終結に逆行するリスクがあり、 他方、 国際金融規制改革自体の方向性が交錯する新たな状況が生じることになる。 執行管轄権およびエンフォースメントの面で実効性の確保は容易ではない。 ブロックチェーン型仮想通貨の普及により銀行の自己資本規制等の健全性規制の意味合 規制当局の危機対応の機動性の維持が求められる。 グローバル金融システムの分断も懸念され 市場流動性低下に至る懸念がある。 ①リスク回避の視点からは米 規制について金融 ③国内法制化の過 金融システム全 商 がかか 品 2

制の させかねない。 めて国際協力、 に進み FinTech 企業への銀行免許付与等に行き着く場合には概念定義の不透明さ、 以上の通り、 跛行性の拡大などエンフォースメントの実効性確保の前提となる規制機関の国際協力・連携に大きな障壁を生じ 統 当面は規制横断化により技術革新と利用者の便宜の促進、 長期的にみた場合の産業構造の変化、 ルー ル形成など国際的枠組みでの模索が続けられよう。 規制横断化に伴う新たなジレンマでもあり、 国民経済向上が期待されるが、 各国の FinTech 進展に応じた規 エンフォースも含 横断化 !が更

3 ハードローとソフトローの規範定立

になる。 貨領域では不正流出事案が起こり行政指導やみなし交換業者の登録拒否などが発せられているが、 全体でマネロンを含めたコンプライアンス対応のみならず、シナリオ展開を通じて種々のリスクマネジメントが重要 スが示されようが、 から今後の想定シナリオが示され、当面はメガバンクを中心に Better Bank 段階の収益確保に焦点を置くプラクティ 急速なIT技術進展を背景に多様で複層的な展開をみせる FinTech 領域の展開に対して国際機関、 金融庁等も更なる進展を織り込みつつ横断的、 柔軟な機能別の制度設計を検討中である。 今後は Fin Tech 監督当局など

制 とも急務となろう。 してもマネロ の詳細に至るまでカバ イン策定も規制官庁主体か、自主団体かで実効性は相違しよう。反面自主団体の策定するガイドラインであれば実務 ガバナンス・コードではカバーできず、実効性のある業界団体の自主規制が期待される状態となっている。 1 ル 規制対応ではハードローのみならずソフトロ 1 0 実効性ある組合わせの設計は容易でない。みなし登録制の許容など緩和された登録制を補強するため、 面 ルの未確立の現状では規制当局の行政指導の頻発、 のハードルが低位であったためのひずみの矯正過程にあるともいえようか。Regulatory Arbitrageの ン・ テ 口 ーは可能となるとも思料される。 資金供与規制分野に限らず FinTech 領域における標準化、 ーの規範定立が並行して重要となるが、 仮装通貨の破綻事例等のようにソフトローの機能は十分とい 強化頼みと後追いにならざるを得ない 各国間の統一ルール策定を図るこ 企業の規模からコー 面もある。 ガイドラ ポ 自主規 課題と ド 1

口

最近のバーゼル委員会のシナリオ分析などを基に FinTech の制度設計の将来像について多面的に検討してきた。

える。 来のシナリオ展開を見越し国際的にも整合性、平仄のとれた FinTech 全体の制度設計の俯瞰が重要になる。 金融機関のプラクティスの展開と合わせ、横断・機能別に柔軟な設計に向けて精緻化を進める段階に入ってきたとい ステム全体のリスクを分析・評価したマクロプルーデンス政策(Macro-prudential Policy)の対応も課題となろう。 新たな TB TF、 プロシカリティなど FinTech 特有のジレンマが複層的に発生することも懸念され、 金融シ 将

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 二〇日) 九七—二二〇頁 拙稿 「FinTech 関連法制の課題と展望--国際私法、 国際金融規制の交錯―」日本法学第八三巻第四号(二〇一八年三月
- 2 参照 西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全[全訂版]下』商事法務(二〇一七年一二月)八三〇一八三五頁
- 3 IoT り、 ネットワークを通じてサーバーやクラウドに接続され、モノが相互通信し、 データ処理、変換、 分析、連携することができる。「モノのインターネット(IoT)概要と重要性」SAS Analytics for 遠隔からも認識や計測、 制御などが可能とな
- <u>4</u> 流れとインパクト』京都大学産学官連携本部・経営管理大学院・公共政策大学院共催(二〇一八年一月二六日)講演一―三八 野村総合研究所資料、柏木亮二「フィンテック時代の制度設計の在り方(試案)」『公開シンポジウム フィンテック その 岩下直行「フィンテックが描く金融の未来像」講演一―九四頁など。
- 5 進展でなく並列的にも存在し得る内容と把握することができる。注(52)参照 適用技術やプレーヤーなど各要素毎に整理したものとも思料されるが(私見)、 (二〇一八年五月三〇日) 講演一―四六頁参照。バーゼル委員会の提示した五つの想定シナリオ(後掲)との比較において、 柏木亮二「FinTechによって激変する競争環境」首都大学東京金融工学研究センター第一回東京ファイナンスフォーラム バーゼル委員会の想定シナリオは各段階毎の

- 6 BP社(二○一七年七月)一―五四三頁。柏木亮二前掲注(4)二六頁 森・濱田松本法律事務所増島雅和・堀天子編石川貴教・白根央・飯島隆博著『FinTech の法律2017―2018』日経
- consultative document, August 2017,1-48pp. https://www.bis.org/bcbs/publ/d415.pdf. BaselCommittee on Banking Supervision, Implications of fintech developments for banks and bank supervisors
- 8 レビュー 2017-J-16(二○一七年一○月) 一一六頁参照。 日本銀行金融機構局久光孔世留・山田隆人「FinTech 時代の銀行のリスク管理~銀行経営と監督のあり方を巡って」日銀
- Considerations, Dong He, Ross Leckow, Vikram Haksar, Tommaso Mancini-Griffoli, Nigel Jenkinson, Mikari Kashima, Tanai Attention, 27 June 2017,1-61pp. IMF STAFF DISCUSSION NOTE, Fintech and Financial Services: Initial Implications from FinTech")を公表した。バーゼル委員会報告書は主にミクロプルーデンスの観点から分析しているのに比 Khiaonarong, Céline Rochon, and Hervé Tourpe, June 2017,1-49pp. 公表している。Financial Stability Implications from FinTech Supervisory and Regulatory Issues that Merit Authorities 金融システム安定の観点から FinTech の普及に際しての金融セクターと金融規制当局の課題の検討結果を二〇一七年六月に 較し、決済・市場インフラの変容も踏まえ主にマクロプルーデンスの観点から分析を行っている。国際通貨基金(IMF)も、 金融安定理事会(FSB)は二〇一七年六月FinTechの金融システム安定に対する含意("Financial Stability
- supervisors, February 2018,1-49pp. Basel Committee on Banking Supervision, Sound Practices:Implications of fintech developments for banks and bank
- クが拓く金融と社会「創造的破壊への挑戦」」№11·(二○一七年一一月) 一—七頁。 銀行はフィンテック企業に入出金用のインフラである顧客口座を提供する土管役になり下がる。PwC's View「フィンテッ
- 12 manual_yokin/18.pdf 金融庁「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」参照。http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/
- 金融サービスのサプライチェーンを構成する全主体が既存銀行に匹敵する高レベルのリスク管理を達成する必要はなく、

ンター(FISC)「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書」(二〇一七年六月)一―八六頁。 主体間でリスク管理機能を相互に補完し金融サービスのサプライチェーン全体として達成されればよい。金融情報システムセ

- Organization of Securities Commissions, Guidance on cyber resilience for financial market infrastructures, 29 June 2016, 1-28pp.G7 Fundamental Elements of Cybersecurity for the Financial Sector. (October 11, 2016) 1-3pp. な要素について二○一六年一○月公表している。Committee on Payments and Market Infrastructures,Board of the International 目的に包括的ガイダンスを二〇一六年六月公表した。G7も金融セクターのサイバー・セキュリティへの対応に関する基礎的 国際決済銀行(BIS)決済・市場インフラ委員会と証券監督者国際機構は、金融機関のサイバーリスクへの耐性強化を
- 15) 久光孔世留・山田隆人前掲注(8)三頁。
- risks per scenario, 前掲注(10)21-32pp, ただし以下の翻訳にかかる責任は、全て筆者にある。 Basel Committee on Banking Supervision, PartIII-Implications for banks and banking systems, Graph 8: Description of key
- 17) Basel Committee on Banking Supervision 前掲注(1)27-28pp.
- 18 金融工学を駆使して過去の値動きから最良の執行タイミングを探る取引手法
- supervisors and regulatory frameworks, 前掲注(1)33-39pp. 久光孔世留·山田隆人前掲注(8)四一六頁。Basel Committee on Banking Supervision,Part IV - Implications for bank
- 注(10)44-45pp. 銀行の委託・再委託先の監督に関する各国当局の対応について、Basel Committee on Banking Supervision,Annex 2, , 前掲
- 21 融システム安定にかかるリスク縮減というメリットも存在する。久光孔世留・山田隆人前掲注(8)六頁(注10)。 金融システムの構成主体の変容について、グローバルにシステム上重要な銀行(G-SIBs)に関するTBTF問題等の金
- 22 ンス講演仮訳(二〇一七年五月二五日)一―一六頁。 森信親「フィンテックは共通価値を想像できるか」コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレ
- 内閣官房日本経済再生総合事務局「規制の「サンドボックス」制度について」構造改革徹底推進会合「第4次産業革命

会合(第一回)資料(二〇一七年一一月八日)一一六頁。

- 委員会による Fintech への提言レポート」マネーフォワード FinTech 研究所(二〇一七年九月一日)。 Basel Committee on Banking Supervision 前揭注(10)5-7pp. 久光孔世留・山田隆人前揭注(8)二四頁、 瀧俊雄「バーゼル
- 処分について」(二〇一八年一月二九日)。 法律の一部改正に伴う経過措置八条一項・二項・三項)コインチェック株式会社に対し改正資金決済法六三条の一五第一項の 億二、三〇〇万XEMが流出する事故が発生し、二〇一八年一月二九日金融庁はみなし仮想通貨交換業者(資金決済に関する 規定に基づき業務改善命令を発し、二月一日立ち入り検査に入っている。関東財務局「コインチェック株式会社に対する行政 仮想通貨取引所大手から二〇一八年一月二六日保有する仮想通貨(NEM)が不正に外部へ送信され、 顧客の預り資産五
- 制当局が参画する事例が出つつある。金融セクター、ITセクターの自主規制、国際標準(ISO)等。 人前揭注(8) 六頁(注14)。 法令上の(de jure)規制が限界を呈し代わって事実上の(de facto)スタンダードとしてのソフトローの生成・普及に規 久光孔世留・山
- 日本銀行「2017年度の考査の実施方針等について」(二〇一七年三月二八日) 一―一七頁。
- (2)「FinTech 革命と銀行への影響~ITがもたらす新しい金融サービス」みずほ総合研究所(二〇一六年五月一〇日)一― 六二頁。家計から銀行の間はマイナス金利、銀行から個人や企業の間は金融規制強化によって仲介機能が絞られつつある。
- 復活させる方向にあるともいえる。このような全般的な動向とは切り離して、FinTech によるディスインターミディエーショ (Financial CHOICE Act of 2017) など)、また連邦準備理事会が金利上げの方向に転じつつあることは銀行の金融仲介機能を ンの方向性がこの先先鋭化することになろうか もっともトランプ政権による近時のドッド・フランク法の内容を骨抜きにする政策(二○一七年金融選択法案 (私見)。
- 30 資・貸付型クラウドファンディング)とも称されている。 インターネットで融資申請を受け所要資金は個人から募集する。P2Pレンディング、 ソーシャル・レンディング
- ロボアドバイザー、 ソーシャル・トレーディングによるETF投信も考えられる。

- 掲注(28)五八頁 McKinsey & Company, The Fight for the Customer:McKinsey Global Banking Annual Review 2015. みずほ総合研
- Venture Scanner, Inc. レポート&データベース。みずほ総合研究所前掲注(28)五九―六一頁
- (34) Goegle、Alibaba と提携する事例もある(Lending Club)。
- 三回ブロックチェーン研究会(二〇一七年七月三日)一―一六頁。片岡義弘「仮想通貨の私法的性質の論点」(一二―一七頁)、 どの仮想通貨に関する法改正と実務への影響』LIBRA一七巻四号(二○一七年四月)二─二五頁。 河合健・早川晃司「ブロックチェーンの技術と可能性」、森下哲朗「FinTech 法の評価と今後の法制の展開」『ビットコインな 片岡義広「ブロックチェーン技術と金融機関関連の法制度的論点についての報告書」二〇一七年二月三日全国銀行協会第
- 森・濱田松本法律事務所増島雅和「ブロックチェーンの正体」TechCrunch Japan(二〇一五年一〇月一九日)。
- 岩下直行「仮想通貨とブロックチェーン」千葉商科大学経済研究所講演(二〇一八年五月一二日)一―六〇頁参照
- cold_wallet. 理するハードウェアウォレットがある。物理的に秘密鍵を保管する必要があることから現実の窃盗や紛失に弱い面もあり支払 ることがなくなり、 いなどに使いにくく、コールドウォレットはあくまでも保管目的で用いられることが多い。https://bitbank.cc/info/glossary/ インターネットと完全に切り離されたウォレットで、ユーザーはバックドアなどの不正アクセスにより仮想通貨が盗まれ 秘密鍵を紙に書き記したペーパーウォレット、金属やコインまたは安全な専用デバイスなどで秘密鍵を管
- 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会(第1回)」(二〇一八年四月一〇日) 開始。
- (40) 岩下直行前揭注(37)一三頁。
- 術的にはイーサリアムのスマートトークン、ERC-20 Token Standard(EIP20)に準拠したものが使用されることが多い。 金融庁「ICO(Initial Coin Offering)について~利用者及び事業者に対する注意喚起~」二○一七年一○月二七日。技
- Apply to Offers, Sales, and Trading of Interests in Virtual Organizations, Washington D.C., July 25, 2017. https://www.sec SEC Issues Investigative Report Concluding DAO Tokens, a Digital Asset, Were Securities, U.S. Securities Laws May

gov/news/press-release/2017-131. SEC.gov Report of Investigation Pursuant to Section 21(a) of the Securities Exchange Act of 1934:The DAO (PDF).

- 43) 柏木亮二前掲注(5) ——四六頁。
- の免許を与える提案を発表した。免許付与案は州法銀行監督官協会(Conference of State Bank Supervisors CSBS)、ニュー the Currency OCC)は FinTech 企業に対し一八六四年国法銀行法(National Bank Act of 1864)の対象となる特別目的銀行 ョーク州金融サービス局(New York State Department of Financial Services NYDFS)の反対があり、訴訟問題に発展して る議論」野村資本市場クォータリー二○一七年秋号一─一○頁。二○一六年一二月通貨監督庁(Office of the Comptroller of (二○一七年五月三一日) 一―七頁。佐藤広大「米OCCによるフィンテック企業への特別目的国法銀行免許の付与構想を巡 づる。 上野まな美・鳥毛拓馬「米国、 フィンテック企業への銀行免許案OCCが提案するも訴訟問題に発展」
- (45) 柏木亮二前掲注(5)三六頁。
- pp33-41)はアクセラレーターや規制サンドボックス、イノベーション・ハブといったアプローチのように、プレーヤーとの サンドボックス」検討の必要性について、経済産業省「FinTech ビジョン報告書」 一―六八頁。バーゼル委員会(前掲注(12) 交流接点や技術振興に向けたプラクティスを各国の当局間で共有することを強調する。瀧俊雄前掲注(24)。 経済同友会「「規制のサンドボックス」制度に関する法案への意見」(二〇一八年四月五日) 一―三頁。 「レギュラトリー・
- 制の進化 パート3―データとテクノロジー:規制上、技術上の課題」(二〇一五年一〇月)一―三一頁。 2018, Tokyo), Identification of Risks in the Age of Fintech, Yutaka Soejima, Head of Fintech Center Bank of Japan なり。 歩た アルゴリズム(algorithm)にかかるアルゴミック・ガバナンスについても理解が求められる点について、 FinTech がもたらすリスクや規制上の課題も議論され重要な示唆に富む。この他にも② The Risk Japan Conference 直近の国際カンファレンスとして、IMF―金融庁―日本銀行共催 Conference on FinTech(二〇一八年四月一六日)参照 ① FinTech 分野におけるアジア各国の先駆的な動向や FinTech を活用した金融の深化(金融包摂など)に焦点を当てた KPMG |銀行規

- 48 二三号(二○一六年夏季号)四二─六九頁。ビットコインと貸金業規制について、西村あさひ法律事務所前掲注(2)八八一─ 八八二頁(芝章浩) は同等の規制を課することについて検討がされよう。横山淳「FinTech に関連した規制上の取り組み」大和総研調査季報第 立てば利息制限法、 を締結することを禁止する(貸金業法一二条の八)。仮想通貨の消費貸借についてはモノであり金銭に該当しないとの立場に 元本額に応じて上限を定める(利息制限法一条)。貸金業法は貸金業者に対し利息制限法に規定する金額を超える利息の契約 仮想通貨の消費貸借と貸金業法・利息制限法について、利息制限法では金銭を目的とする消費貸借の利息の契約について 貸金業法の適用対象にはならないと解されるが、やはり仮想通貨の消費貸借に利息制限法、貸金業法また
- 49 テック」普及前提の法整備を議論」日経新聞(二〇一七年九月一五日)。 払いが可能となる仕組みを設け、 我が国において同サービスを提供しようとすればプリペイドカード法、資金決済法、貸金業法に抵触する。「金融庁、「フィン 中国では電子商取引(EC)最大手のアリババ集団が支付宝(アリペイ)と称する決済サービスを展開し、公共料金も支 通販の利用状況を集積したビッグデータを活用し小口融資にも参入しているが、アリババが
- 融商品取引法は投資家保護の観点から投資先情報開示の徹底を求める一方、貸金業法は債務者保護の観点から債務者情報の秘 規制する貸金業法の二つにかかるビジネスモデルとなり、関連ライセンス取得がサービス運営に必要となる。しかしながら金 り手企業に融資する仕組みの特性上、投資家から資金を集めることを規制する金融商品取引法、 「ソーシャルレンディングを知る(5)法律面と税制の課題 .性を重視し、異質な目的を有する法的スキームを活用するという矛盾を内包し、情報の透明性の点で足枷になっている。 ソーシャルレンディング(融資型クラウドファンディング)の解決されるべき課題として、 改善の余地も」SankeiBiz(サンケイビズ)(二〇一八年八月四 融資を事業として行うことを 個人の小口資金を大口化し借
- 51 グと貸金業法等について「フィンテックに関する現状と金融庁における取組み」金融庁資料(二○一七年二月)一─三五頁。 欧米の貸金業規制と FinTech、米国連邦貸付真実法と州貸金業法、P2レンディングおよびトランザクションレンディン バーゼル委員会報告書においては銀行の将来像に関する五つの想定シナリオについて、特に段階的な進展とはしておらず、

各シナリオは並列的な扱いのようにも窺える。柏木亮二前掲注(5) における発言。

- 53 拡大についてつとに強調している 金融庁はフィンテック40のリバンドルとして中国のアントフィナンシャルの事例を掲げ、 また銀行業務への異業種の参入
- り、 改正等を視野に入れる。井上淳 メディア・コミュニケーション №67 (二○一七年) 六五—八二頁。二○一八年六月一日読売新聞 心であった独占・寡占に対する規制のあり方をデータにも適用できるかを勘案し、プラットフォーマー向け新法、独占禁止法 して大量の個人データを囲い込み、優位な立場を利用した不当な取引ができないような措置を検討している。商品シェアが中 プラットフォーム化に関して一層強味を発揮する。内閣官房や経済産業省、公正取引委員会、総務省など関係省庁は連携 Amazonペイメントなど巨大ITは通販や検索などネットサービスで大量データを集め事業に活用し圧倒的な競争力を誇 「欧州連合(EU)におけるオンライン・プラットフォームに対する規制等の動向について」
- 和・堀天子編石川貴教・白根央・飯島隆博著『FinTechの法律2017―2018』日経BP社(二〇一七年七月) 可された事例」 た破産債権の一部を認め、残余を認めない破産裁判所の査定決定が同決定の変更を求めて利用者が提起した異議審において認 五四三頁など。直近の裁判例につき「仮想通貨の交換取引所を運営していた会社が破産した場合に同取引所の利用者が届け出 片岡義弘前掲注(35)一二─一七頁、西村あさひ法律事務所前掲注(2)八三○─九六八頁、森・濱田松本法律事務所増島 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会(第3回)」(二〇一八年年五月二二日)中島真志意見参照 (東京地判平成三〇年一月三一日)がある。 金融‧商事判例一五三九号(二〇一八年四月一五日)八—一五頁
- 岩下直行前掲注(37) ―一六〇頁参照。同じ問題意識に基づくものであろう(私見)。
- 踏まえ」、 論点」、成本治男「ICO・トークンの活用~アセットベースでの可能性」、大石幸雄「仮想通貨と知的財産~最新特許情報を 合法律事務所・一 金融庁総括審議官佐々木清隆「最近のフィンテック・仮想通貨を巡る状況」、大越有人「仮想通貨・ICOにおける法的 本柳祐介「仮想通貨ファンドに関する法的論点」西村あさひ法律事務所金融ニューズレター 藤田勉 橋大学大学院フィンテック研究フォーラム共催カンファランス(二○一八年五月二四日)。成本治男によれ 「仮想通貨とICOが金融市場に与える影響」各講演『フィンテックと仮想通貨を巡る法的論点』TM (二〇一八年六月号) 一—五

ば、 個人版私募REIT (個人向け非上場不動産オープンエンドファンドの意義、 流動性・換金性にかかる設計などが示され

- (59) 本柳祐介前掲注(58)三—五頁。
- $\widehat{60}$ 概要と企業が対応すべき事項」EY Japan 新日本有限責任監査法人・情報センサー二〇一七年二月号。 六月一日)四―一五頁参照。石川智也・河合優子・白澤秀己「GDPR対応と日本のデータ越境移転規制対応の実務」西村あ さひ法律事務所・企業法務ニューズレター(二○一八年二月号)一─九頁。梅澤泉「EU一般データ保護規則(GDPR)の 倉橋雄作 「ブロックチェーンと法律問題(第1回)ブロックチェーンと個人情報保護法」NBL一一二三号 二〇一八年
- 61 希記念・企業法の進路』有斐閣(二〇一七年)八一四頁。 はウォレットや秘密鍵の保有者の所在地の法を、契約当事者間の争いである場合は当該契約の準拠法を各々準拠法とすべきと の対象として帰属は物権法のルールに従うという前提から、ウォレットに記録された権利の法的性格が争いとなっている場合 るべきように思われる。西村あさひ法律事務所前掲注(2)八四八―八五一頁(芝章浩)。他方、実質法上ビットコインを権利 のアドレスに送付できる状態を独占しているという事実状態に他ならず、何らかの権利や法律関係を伴うものではないと考え いう提案として、森下哲朗「FinTech 時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生古 日本法上、ビットコインの保有は秘密鍵の排他的管理を通じて当該秘密鍵にかかるアドレスに紐付いたビットコインを他
- <u>62</u> 年五月二六日) 上村達男「公開会社法─喫緊の課題と基礎理論の変容─」二○一八年度早稲田大学横川敏雄記念公開講座講演(二○一八 参照。上村達男「公開会社抜きの 「株主との対話」とは」ディスクロージャー&IR Vol. (二〇一七年五月)
- 融規制体系に向けて―」一―二五頁参照 金融審議会「金融制度スタディ・グループ(第9回)」(二〇一八年六月一八日)「中間整理 (案) ―機能別・横断的な金
- 64 断と善管注意義務、 A I (人工知能) 株主対応および株主総会運営、会計監査・業務監査等に及ぼす影響、ICT の仕組み、 AIの発展・活用に伴って重要となる会社法の実務上・解釈上の視点の他、 (情報通信技術) 取締役の経営判 の発達によ

ために─パーソナルデータ「+α」研究の狙いと問い」NBL第一一○○号(二○一七年六月一五日)。 パーソナルデータ」(二○一八年三月一八日於 放送大学)、パーソナルデータ+α研究会「データ利活用等の先にある社会の 問題点と実務上の対応」西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第一〇八回(二〇一八年四月二四日)。個人情報保護法制 法務第三九九号(二〇一七年六月)一四一六一頁。 る影響等について、福岡真之介・松村英寿・鈴木悠介・片桐秀樹「会社とAI(人工知能) ロファイリング規制の現状と課題などについて、パーソナルデータ+α研究会シンポジウム「AI社会における『個人』と 中山信弘・平尾覚・福岡真之介・菅野百合・松村英寿「AIに関する法的 ―会社法への示唆―」資料版商

- 地域、 裕・高林勇斗)。 規制等を課題として掲げている。 契約条項例などを示し、データ提供型では提供データが期待されたものでなかった場合の責任、 派生データの利用権限、 は個人情報等を含む場合の規制など、データ創出型では利用条件、対象データの範囲・利用目的設定、データ加工等の制限・ A I 技術につきデータ提供型、データ創出型、データ共用型(プラットフォーム型)の三類型に整理して法的論点、 契約終了時の扱い、準拠法・裁判管轄、データ創出型契約を締結する場合の消費者契約法や独占禁止法・下請法による 第三者への利用許諾等の制限、収益分配、 西村あさひ法律事務所・危機管理ニューズレター (二〇一八年六月号) 四 コスト・損失負担、管理方法・セキュリティ、 クロス・ボーダー取引あるい 一五頁 利用期 (木目 主な 間
- 66 券業務等も含まれる(ユニバーサルバンク)。事業会社等に対する議決権一○%以上の出資については銀行の自己資本の はより広い金融関連業務も認められる。また欧州指令・欧州規則では信用機関(Credit Institution)に認められる業務には証 関係する業務に限定され、事業会社等の出資は五%以下の議決権保有に限られる。一定要件を満たす金融持株会社グループに として禁止される。銀行持株会社(Bank Holding Company)グループに認められる業務は原則として銀行業務および密接に Ŧi. %超の場合、 米国では銀行に認められる業務は原則として預金受入れや貸付等に限定され、商業その他の事業会社等の株式取得は原則 -間整理 (案)」一七一二五頁、一九頁 超過部分に対して高率のリスクウェイトを適用する等の措置が講じられる。 (注1) (注2)。 前掲金融制度スタディ・グルー
- 67 こうした立場からは、 - 米国などで議論を呼んでいる FinTech に対する銀行免許付与については主体にかかる規制群 の見

きたい (私見)。 直しが少なくとも並行して進められるべきで、我が国では時期尚早ということになるのであろうか。若干の検討を留保してお

- 頁 く証拠金規制により取引当事者間の証拠金(担保)授受が義務付けられている。金融制度スタディ・グループ前掲注(63)二三 分散型取引の規制手法として金融商品取引法では、清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引の破綻損失を吸収すべ
- <u>69</u> 二八日)。 翁百合「転機迎える金融規制― |国際的な動向とフィンテックへの対応―|| 日本証券アナリスト協会講演(二〇一七年七月
- <u>70</u> 二八六頁 松尾直彦「金融用品取引法の国際的適用範囲」東京大学法科大学院ローレビュー第六巻(二〇一一年六月)二七六―
- アンス部門、内部監査等にかかる事案が多いことが窺える。金融庁『仮想通貨交換業等に関する研究会』(第二回)事務局資 「仮想通貨交換業者に対するこれまでの対応等」(二〇一八年四月二七日) 一―一七頁。 金融庁はみなし仮想通貨交換業者、登録業者に対し業務停止・業務改善命令を相次いで発出し、リスク管理・コンプライ
- られている る動きがUNCITRAL(United Nations Commission on International Trade Law 国連国際商取引法委員会)を中心に進め 一月一二日)二―一一頁。国際私法の統一化と並行してブロックチェーンを含む国際取引の円滑化のため各国法の統一を図 久保田隆「ブロックチェーンと国際取引法」国際商取引学会ブロックチェーン・シンポジウム第一報告資料(二〇一七年

[本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成金に基づく研究成果である]